



栃木県公報

平成17年
3月11日(金)
第1647号

目次

告示

生活保護法による指定医療機関の指定.....	237
生活保護法による施術者の指定.....	238
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止.....	238
指定居宅サービス事業者の指定.....	239
指定居宅介護支援事業者の指定.....	241
指定居宅サービス事業者の指定に係る変更.....	243
指定居宅介護支援事業者の指定に係る変更.....	244
指定居宅サービスの事業の廃止.....	244
指定養育医療機関の指定辞退.....	244
県営土地改良事業計画変更の決定.....	245
道路の区域の変更.....	245
道路の供用開始.....	245
同.....	246

公告

大規模小売店舗の新設の届出.....	246
大規模小売店舗の変更の届出.....	248
基本測量の終了.....	248
都市計画変更図書の写しの縦覧.....	249
開発行為の工事完了.....	249

公安委員会

栃木県警察本部組織規則の一部改正.....	251
指定車両移動保管機関の指定に関する規則等の一部改正.....	251

調達公告

入札公告(特定調達公告).....	251
入札公告.....	253

正誤

第1631号中.....	255
--------------	-----

告示

栃木県告示第151号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当する機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
平成16年11月15日	行徳整形外科クリニック	足利市福居町182番地

平成16年12月1日	小菅クリニック	真岡市熊倉町3541番地1
平成16年12月12日	星野レディスクリニック	今市市今市489番地
平成16年12月24日	日光地区広域行政事務組合 日光地区休日急患こども診療所	今市市平ヶ崎109番地
平成17年1月1日	医療法人実生会 鈴木医院	芳賀郡益子町益子1747番地2
平成17年1月1日	医療法人隆和会 矢吹医院	芳賀郡芳賀町祖母井789番地2
平成17年1月1日	医療法人磯医院	那須郡黒羽町黒羽向町8番地
平成17年1月15日	谷垣内耳鼻咽喉科	佐野市堀米町3936番地6
平成16年12月1日	たなか歯科	小山市駅東通り2丁目17番20号
平成17年1月1日	小林歯科医院	足利市島田町751番地
平成17年2月12日	米山南歯科診療室	佐野市米山南町29番地20
平成17年2月1日	(株)ミック 鹿島中央薬局	足利市鹿島町500番地3
平成17年2月1日	(株)コスモフーマ コスモ調剤薬局今市店	今市市森友1585番地31

栃木県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により同法による医療扶助のための施術を担当する施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成16年11月1日	吉田公一	足利市通2丁目13番8号	吉田整骨院	足利市通2丁目13番8号
平成16年12月21日	林正晃	足利市上渋垂町94番地1	はやし接骨院	足利市上渋垂町94番地1
平成17年1月24日	宮城英文	佐野市石塚町1200番地6	みやぎ接骨院	佐野市石塚町1200番地6

栃木県告示第153号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成16年12月11日	星野レディスクリニック	今市市今市489番地

平成16年12月31日	鈴木 医院	芳賀郡益子町益子1746番地
平成16年12月31日	矢吹 医院	芳賀郡芳賀町祖母井789番地2
平成16年12月31日	磯 医院	那須郡黒羽町黒羽向町8番地
平成16年12月31日	小山 医院	那須郡西那須野町五軒町2番地15
平成16年12月31日	山本 医院	佐野市高砂町84番地
平成17年1月1日	沼尾 薬局	鹿沼市泉町2288番地3
平成17年1月22日	みやぎ接骨院	佐野市石塚町1282番地
平成17年2月1日	(株)かしまアイ薬局	足利市鹿島町501番地1

(医事厚生課)

栃木県告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定の申請者		指定の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称及び主たる 事務所の所在地	代表者の氏名 及び住所		
60490001	佐野市訪問看護 ステーションあ その郷	佐野市田沼町 1436番地	佐野市 佐野市高砂町1 番地	立川 裕康 佐野市高砂町1 番地	平成17年 2月28日	訪問看護
70400529	社協ホームヘル プ佐野	佐野市大橋町 3212番地27	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町 50番地	平成17年 2月28日	訪問介護
70400537	社協ホームヘル プ田沼	佐野市閑馬町 515番地3	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町 50番地	平成17年 2月28日	訪問介護
70400545	社協ホームヘル プ葛生	佐野市あくど町 3084番地	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町 50番地	平成17年 2月28日	訪問介護
70400552	佐野市デイサー ビスセンターふ	佐野市大橋町 3212番地27	社会福祉法人佐 野市社会福祉協	飯塚 昭吉	平成17年 2月28日	通所介護

	くしの里		議会 佐野市大橋町 3212番地27	佐野市久保町 50番地		
70400560	佐野市赤坂デイ サービスセンタ ー	佐野市赤坂町 303番地2	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町 50番地	平成17年 2月28日	通所介護
70400578	佐野市石塚デイ サービスセンタ ー	佐野市石塚町 862番地	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町 50番地	平成17年 2月28日	通所介護
70400586	佐野市犬伏デイ サービスセンタ ー	佐野市犬伏下町 1765番地1	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町 50番地	平成17年 2月28日	通所介護
70400594	佐野市植野デイ サービスセンタ ー	佐野市植下町 448番地4	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町 50番地	平成17年 2月28日	通所介護
70400602	佐野市デイサー ビスセンターた のいり	佐野市田之入町 834番地	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町 50番地	平成17年 2月28日	通所介護
70400610	佐野市遠原の里 デイサービスセ ンター	佐野市閑馬町 515番地3	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町 50番地	平成17年 2月28日	通所介護
70400651	佐野市訪問介護 事業所あその郷	佐野市田沼町 1436番地	佐野市 佐野市高砂町1 番地	立川 裕康 佐野市高砂町1 番地	平成17年 2月28日	訪問介護
10107119	ひとみ内科クリ ニック	宇都宮市御幸ヶ 原町84番地4	ひとみ内科クリ ニック 宇都宮市御幸ヶ 原町84番地4	人見 規文 宇都宮市睦町4 番12号チサン マンション中央 公園1107	平成17年 3月1日	通所リハビリ テーション
70201141	デイサービスセ ンターたんぼぼ 北	足利市利保町一 丁目43番地2	社会福祉法人幸 真会 足利市通五丁目 3435番地3	松村 滋子 東京都練馬区大 泉学園町四丁目 27番地43号	平成17年 3月1日	通所介護

70201166	訪問介護ノア	足利市小俣町 1723番地5	有限会社ノア 群馬県新田郡 藪塚本町藪塚字林 西1967番地7	小林 良一 足利市本城一丁 目1719番地	平成17年 3月1日	訪問介護
70400685	トライ介護センター	佐野市堀米町 3285番地	有限会社トライ 佐野市堀米町 3285番地	新井 広好 佐野市奈良淵町 332番地県営住 宅114	平成17年 3月1日	訪問介護
70400693	デイサービスセンターなごみ	佐野市田沼町 565番地2	有限会社マイコ コミュニティ 佐野市田沼町 565番地2	山口 勉 佐野市山越町 67番地1	平成17年 3月1日	通所介護
70700464	今市タクシー訪問介護サービス	今市市今市495 番地1	今市タクシー株 式会社 今市市今市495 番地1	荒井 勝 宇都宮市御幸町 11番地3	平成17年 3月1日	訪問介護
70700472	丸通タクシー訪問介護サービス	今市市平ヶ崎 74番地	日光線通運株式 会社 鹿沼市上野町 21番地2	篠原 厚 日光市久次良町 33番地3	平成17年 3月1日	訪問介護
71300017	グループホーム和	那須塩原市大原 間72番地1	医療法人渡部医 院 那須塩原市大原 間140番地1	渡部 和彦 那須塩原市大原 間140番地1	平成17年 3月1日	痴呆対応型共 同生活介護
72300834	ヘルパーステーション菜の花	下都賀郡野木町 南赤塚1200番 地10	医療法人社団友 志会 下都賀郡野木町 友沼5320番地2	正岡 太郎 下都賀郡野木町 友沼5320番地2	平成17年 3月1日	訪問介護
72500904	デイサービスさくら	那須郡黒羽町雲 岩寺388番地	有限会社那須与 一村 那須郡黒羽町川 田570番地1	大平 賢一 那須郡黒羽町川 田112番地	平成17年 3月1日	訪問介護 通所介護
72700611	ホテルグリーンヒル	芳賀郡茂木町町 田2031番地2	有限会社ケアフ ィットグリーン ヒル 芳賀郡茂木町町 田2031番地	永田 隆子 鹿沼市上石川 1377番地3	平成17年 3月1日	訪問介護 通所介護

栃木県告示第155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定の申請者		指定の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称及び主たる 事務所の所在地	代表者の氏名 及び住所		
70400628	社協ケアプラン センター佐野	佐野市大橋町 3212番地27	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町50 番地	平成17年 2月28日	居宅介護支援
70400636	社協ケアプラン センター田沼	佐野市閑馬町 515番地3	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町50 番地	平成17年 2月28日	居宅介護支援
70400644	社協ケアプラン センター葛生	佐野市あくど町 3084番地	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会 佐野市大橋町 3212番地27	飯塚 昭吉 佐野市久保町50 番地	平成17年 2月28日	居宅介護支援
70400677	佐野市居宅介護 支援事業所あそ の郷	佐野市田沼町 1436番地	佐野市 佐野市高砂町1 番地	立川 裕康 佐野市高砂町1 番地	平成17年 2月28日	居宅介護支援
70103016	あおば居宅介護 支援事業所	宇都宮市宝木町 一丁目3番40号 フォレストタカ ラギ101	有限会社青葉地 域ケアセンター 宇都宮市横山二 丁目18番5号	保田 眞機 宇都宮市横山二 丁目18番5号	平成17年 3月1日	居宅介護支援
70103024	ケアプラン花笑 み	宇都宮市御幸ヶ 原町84番地4	有限会社アドバ ンスケア 宇都宮市御幸ヶ 原町136番地53	町田 敏春 宇都宮市御幸ヶ 原町136番地53	平成17年 3月1日	居宅介護支援
70103032	すばるケアサー ビス	宇都宮市陽南四 丁目5番24号	有限会社昴 小山市美しが丘 三丁目31番地4	舘野 恒夫 小山市美しが丘 三丁目31番地4	平成17年 3月1日	居宅介護支援
70201158	家族介護相談セ ンターたんぼぼ 北	足利市利保町一 丁目43番地2	社会福祉法人幸 真会 足利市通五丁目 3435番地3	松村 滋子 東京都練馬区大 泉学園町四丁目 27番地43号	平成17年 3月1日	居宅介護支援
70800934	在宅介護支援セ ンターあまがや	小山市雨ヶ谷 824番地8	医療法人健寿会 小山市雨ヶ谷 753番地	小黒 賢二 小山市雨ヶ谷 753番地	平成17年 3月1日	居宅介護支援
72500912	ほっとからすや まケアサポート センター	那須郡烏山町野 上1623番地1	有限会社ホット クレール 那須郡烏山町野	阿久津 寿美世 那須郡烏山町金	平成17年 3月1日	居宅介護支援

			上1623番地1	井二丁目10番20号		
72600449	支援センターせせらぎ	塩谷郡塩谷町上沢968番地	社会福祉法人あすなる会 塩谷郡塩谷町上沢968番地	尾形 新一郎 塩谷郡塩谷町玉生570番地1	平成17年3月1日	居宅介護支援

栃木県告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	指定居宅サービス事業所		指 定 の 申 請 者		変更の 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名称及び主たる 事務所の所在地	代表者の氏名 及 び 住 所		
70102166	ヒューマンライフケア宇都宮	宇都宮市大通り二丁目1番5号 明治安田生命宇都宮大通りビル2階 (宇都宮市一番町1番12号パークヒルズ一番町205号)	ヒューマンリソシア株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号	桑原 加鶴子 東京都港区麻布十番三丁目2番6-505号	平成17年2月1日	訪問介護
70800017	デイホームあじさい (特定非営利活動法人あじさいデイホームあじさい)	小山市城東五丁目11番9号	特定非営利活動法人あじさい 小山市城東五丁目11番9号	鈴木 昭夫 宇都宮市鶴田町1711番地5	平成17年1月1日	訪問介護 通所介護
70800520	デイホームあじさい (特定非営利活動法人あじさいデイホームあじさい)	小山市城東一丁目8番9号	特定非営利活動法人あじさい 小山市城東五丁目11番9号	鈴木 昭夫 宇都宮市鶴田町1711番地5	平成17年1月1日	通所介護
70102737	こころ	宇都宮市駅前通り二丁目1番12号 (宇都宮市今泉町2442番地)	有限会社アポロシステム 宇都宮市駅前通り二丁目1番12号 (宇都宮市今泉町2442番地)	宇山 公一 宇都宮市今泉町2442番地	平成16年11月25日	訪問介護
72500888	デイホーム介護ファミリー (デイサービス介護ファミリー)	那須郡烏山町神長282番地1	特定非営利活動法人高德会介護ファミリー 那須郡烏山町神長282番地1	高德 英代 那須郡烏山町神長355番地2	平成17年3月1日	通所介護

表中の()内へ変更前のもの

栃木県告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法第85条の規定により公示する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定の申請者		変更の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称及び主たる 事務所の所在地	代表者の氏名 及び住所		
70102166	ヒューマンライフケア宇都宮	宇都宮市大通り二丁目1番5号 明治安田生命宇都宮大通りビル2階 (宇都宮市一番町1番12号パークヒルズ一番町205号)	ヒューマンリソシア株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号	桑原 加鶴子 東京都港区麻布十番三丁目2番6-505号	平成17年 2月1日	居宅介護支援
70300067	星風会栃木市在宅介護支援センター	栃木市惣社町94番地 (栃木市惣社町137番地1)	社会福祉法人星風会 栃木市田村町928番地	早川 武憲 下都賀郡壬生町中央町1番32号	平成17年 1月1日	居宅介護支援
70800520	デイホームあじさい (特定非営利活動法人あじさい デイホームあじさい)	小山市城東一丁目8番9号	特定非営利活動法人あじさい 小山市城東五丁目11番9号	鈴木 昭夫 宇都宮市鶴田町1711番地5	平成17年 1月1日	居宅介護支援

表中の()内へ変更前のもの

栃木県告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定の申請者		廃止の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称及び主たる 事務所の所在地	代表者の氏名 及び住所		
70500369	ひさご会鹿沼店	鹿沼市上石川568番地10	有限会社しばはら 宇都宮市駒生町一丁目22番49号	柴原 茂之 鹿沼市上石川568番地10	平成17年 2月1日	福祉用具貸与

(高齢対策課)

栃木県告示第159号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第13条の規定により次の指定養育医療機関から指定辞退の届出があったので、母子保健法施行細則（昭和43年栃木県規則第5号）第7条第2項の規定により次のとおり

り告示する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福 田 富 一

指定辞退年月日	名 称	所 在 地
平成17年2月27日	栃木県・県南総合病院	安蘇郡田沼町大字田沼1436

(児 童 家 庭 課)

栃木県告示第160号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成17年3月11日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	異議申立期限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営真岡東部地区土地改良（農業用排水施設、暗渠排水）事業	平成17年3月14日から 同年4月11日まで	平成17年4月26日	芳賀農業振興事務所
県営真岡東部 期地区土地改良（農業用排水施設、暗渠排水）事業	平成17年3月14日から 同年4月11日まで	平成17年4月26日	芳賀農業振興事務所

(農 地 計 画 課)

栃木県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年3月11日から同年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小来川清滝線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
277	前	日光市滝ヶ原4628-11から 日光市滝ヶ原4629-3まで	3.5~9.0	224.0	
	後	日光市滝ヶ原4628-11から 日光市滝ヶ原4629-3まで	7.0~28.2	224.0	

栃木県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年3月11日から同年4月11日まで一般の縦覧に

供する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
15	主要地方道 鹿沼足尾線	上都賀郡粟野町大字中粕尾1863-1地先から 上都賀郡粟野町大字中粕尾1862-1地先まで	平成17年3月11日
149	一般県道 小来川 文挟石那田線	日光市南小来川2-31から 日光市南小来川2-30まで	平成17年3月11日

栃木県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年3月14日から同年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
57	一般県道 岩瀬二宮線	下館市下高田字西谷田990-3から 芳賀郡二宮町大字阿部品字田谷290-2まで	平成17年3月14日

(道路維持課)

公 告

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成17年7月11日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐野ファッションモール
佐野市赤坂町961-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
株式会社アベイル
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社しまむら 外1者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年10月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 3,105m²
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 113台
駐輪場 25台
- 7 荷さばき施設の面積
237m²
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
121m³
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後9時15分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
5カ所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 13 届出年月日
平成17年2月18日
- 14 縦覧場所
栃木県商工労働観光部経営支援課
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマNEW佐野店
佐野市佐野新都市土地区画整理事業地内100街区1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社コジマ
宇都宮市星が丘二丁目1番8号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社コジマ
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年11月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,001m²
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 167台
駐輪場 80台
- 7 荷さばき施設の面積
111m²
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
47m³
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午前0時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後0時30分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
9カ所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後10時まで

13 届出年月日

平成17年3月7日

14 縦覧場所

栃木県商工労働観光部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成17年7月11日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル細谷店

宇都宮市細谷町370番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヨークベニマル

福島県郡山市朝日二丁目18番2号

3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後11時	平成17年4月1日
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	午前8時45分から午後11時15分まで	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後9時まで	

4 届出年月日

平成17年2月23日

5 縦覧場所

栃木県商工労働観光部経営支援課

(経営支援課)

基本測量の終了

平成16年11月5日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

基本測量（電子基準点付属標取付観測）

2 作業地域

塩谷郡栗山村、鹿沼市、河内郡上三川町

3 作業期間

平成16年10月27日から平成17年2月21日まで

(監 理 課)

都市計画変更図書の写しの縦覧

真岡市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成17年3月11日に変更した、宇都宮都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福 田 富 一

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字東蓼沼字前田214番2、214番3、215番3、215番7、215番10	神奈川県横浜市青葉区青葉台二丁目27番地3 支払基金青葉台住宅111号	加 藤 雅 仁
真岡市下籠谷4358番1の一部、4358番3の一部	真岡市下籠谷4360番地3	川 田 満
真岡市下籠谷字台157番4、158番4	真岡市根本322番地1	鈴 木 寛
真岡市下籠谷字台157番3、158番3	真岡市西高間木378番地1	株 式 会 社 高 橋
真岡市小橋字赤塚151番1の一部	真岡市並木町三丁目20番地8	合 資 会 社 市 瀬 商 会
芳賀郡二宮町大字石島字西裏922番3の一部、922番5の一部	小山市大字出井1970番地2	有 限 会 社 富 士 川 産 業
真岡市西田井字北山780番8、780番9	真岡市西田井780番地1	菱 沼 充 剛
芳賀郡二宮町大字大和田字古屋敷269番1、269番2	芳賀郡二宮町大字大和田269番地1	二宮町大和田自治会 代表者 横 田 茂
芳賀郡二宮町大字高田字太子堂961番3	真岡市高勢町一丁目188番地1 高松住宅E号	大 塚 和 美 大 塚 茂
下都賀郡都賀町大字升塚字愛宕625番5	下都賀郡都賀町大字家中1860番地3	中 村 宏 司 中 村 三 枝 子
下都賀郡大平町大字西野田字雷電148番1、148番2、149番、150番、151番1、151番3、152番、153番3、499番13	栃木市室町6番13号	株 式 会 社 八 百 半 商 店

下都賀郡野木町大字佐川野字北テビソ イ393番13	下都賀郡野木町大字佐川野593番地	坪 井 良 夫
塩谷郡高根沢町大字太田字芝関1073番 8	塩谷郡高根沢町大字太田1073番8	白 井 文 人 白 井 文 子
(従前地) 矢板市中字不動田480番、 498番1、499番、500番、503番、 504番、505番、506番1、508番1、 510番、511番 (仮換地) 街区番号27符号3 (開発行為に関する工事) 矢板市中字不動田480番外(市道中・ 東町13号線、中・末広町8号線)	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	積 水 八 ウ ス 株 式 会 社
塩谷郡高根沢町大字花岡字杉林2478番 2	茨城県水戸市河和田三丁目2568番1	株 式 会 社 ア ル フ ァ ー ム
大田原市実取字茨沢804番5、804番63、 804番106	那須塩原市豊浦北町74 - 151	有 限 会 社 大 興 殖 産
那須塩原市二区町386番1、386番18 (開発行為に関する工事) 那須塩原市二区町386番1地先、386番 13の一部、386番15の一部	那須塩原市二区町385	井 原 勝 男
那須塩原市上厚崎字小林712番3、712 番4、712番18、712番19、712番20、 字市野沢道4番1、4番16 (開発行為に関する工事) 那須塩原市上厚崎字小林712番16	那須塩原市共墾社92	双 葉 商 事 株 式 会 社
佐野市大橋町字上川原1020番1、1020 番11	佐野市大橋町1089番地2	松 本 武 明
河内郡上三川町大字西汗字西赤堀1641 番11、1660番2、1660番3、1660番5 (開発行為に関する工事) 河内郡上三川町大字西汗字西赤堀1660 番5地先	河内郡上三川町大字西汗1662番地1	株 式 会 社 不 二 口 ジ カ ー ゴ
下都賀郡国分寺町大字小金井字上古館 2435番1、2435番2、2436番、2437 番、2438番、2439番、2439番2、 2440番1、2440番2、2441番3、2441 番4、2442番1、2442番2、2442番7 河内郡南河内町大字薬師寺字祇園原 3311番107、3311番226、3311番 258、3311番259	下都賀郡国分寺町大字笹原217番地2	倉 井 定 吉 倉 井 久 仁 子

(都市計画課)

栃木県公安委員会規則第一号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月十一日

栃木県公安委員会委員長 石川 格

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（犯罪被害者対策室）

第四条の二 警務課に犯罪被害者対策室を附置する。

2 犯罪被害者対策室においては、前条第九号から第十一号までに掲げる事務を行う。

第五条の三第七号を削る。

第九条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第十三条中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 サイバー犯罪対策に関すること。

七 不正アクセス行為等の取締りに関すること。

八 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ。）の解析その他情報通信の技術を利用する犯罪の取締りのための情報通信の技術支援に関すること。

附 則

この規則は、平成十七年三月十六日から施行する。

栃木県公安委員会規則第三号

指定車両移動保管機関の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月十一日

栃木県公安委員会委員長 石川 格

指定車両移動保管機関の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（指定車両移動保管機関の指定に関する規則の一部改正）

第一条 指定車両移動保管機関の指定に関する規則（昭和六十二年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「簿記簿の謄本」を「簿記事項証明書」に改める。

（栃木県交通安全活動推進センターの指定に関する規則の一部改正）

第二条 栃木県交通安全活動推進センターの指定に関する規則（昭和六十二年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「簿記簿の謄本」を「簿記事項証明書」に改める。

（利用カード等の販売等営業の届出に関する規則の一部改正）

第三条 利用カード等の販売等営業の届出に関する規則（平成十四年栃木県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「簿記簿の謄本」を「簿記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調 達 公 告

入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 2005年農林業センサス農林業経営体調査に係る電算処理等業務

- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から平成18年2月28日まで
 - (4) 履行場所 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県庁南庁舎2号館 栃木県企画部統計課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、情報関連サービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 平成17年4月25日から同月28日までの間において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成9年10月1日付け出会第26号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 財団法人日本情報処理開発協会が認定している「ISMS(Information Security Management System)」又は「P(プライバシー)マーク」を取得して個人情報に関わるデータの万全な管理体制を備えている者であること。
 - (5) 本業務は、定められた期間内に確実に電算処理を実施するため、中央指導体制を有する全国ネットワークに加入するなど、プログラム等の障害対応及び優先処理が行えるなど迅速かつ的確に対応できる体制が整備されている者であること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県庁南庁舎2号館 栃木県企画部統計課
電話028-623-2250
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成17年3月16日から同年4月22日までの日(土曜日及び休日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで (1)の場所において交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成17年4月25日午前11時 (1)の場所に提出すること。
イ 開札の日時及び場所 平成17年4月28日午前11時 栃木県庁南庁舎3号館A棟201会議室
 - (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
 - (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に2の(2)に該当する者であることを証する書類及び栃木県企画部統計課で交付する2005年農林業センサス調書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - (4) 審査 栃木県企画部統計課長が、入札者が提出した2005年農林業センサス調書を審査し、2の(4)及び(5)に該当すると判断した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
 - (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
 - (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 契約書作成の要否 要
 - (8) その他
ア 入札の変更等 平成17年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electronic data processing work for the 2005 Census of Agriculture and Forestry
- (2) Time and Date of Bidding:
11:00 a.m., April 25, 2005
- (3) Information is available at:
Statistics Division,
Department of Planning,
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL. 028-623-2250

(統 計 課)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年3月11日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名 B S E 検査用 E L I S A キット 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 納入場所 栃木県栃木市城内町2丁目53-59 栃木県南食肉衛生検査所
栃木県大田原市町島66-2 栃木県北食肉衛生検査所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、薬品の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成17年3月26日から同月29日までの間において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成9年10月1日付け出会第26号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第24条に基づく医薬品の販売業(動物用医薬品)の許可を有していることを証明した者であること。
- (5) 本公告に示した物品調達の規格(仕様)に適合した物品及び数量を、指定する日時及び場所に確実に納入できることを証明した者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札の手續等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県保健福祉部生活衛生課食品衛生担当
電話028-623-3109
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領日時及び提出場所 平成17年3月28日午前9時から午後4時まで
栃木県保健福祉部生活衛生課食品衛生担当 電話028-623-3109
イ 開札の日時及び場所 平成17年3月29日午前11時 栃木県庁北庁舎3号館101会議室
- (3) その他 1の(1)の件名で単価で入札に付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号

までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札の変更等 平成17年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

(生活衛生課)

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名 平成17年度農業農村整備標準積算システム栃木県補助版運用支援業務

(2) 委託業務内容 業務仕様書による。

(3) 履行期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所 栃木県庁農政課 他(別紙業務仕様書による。)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、情報処理業務の入札参加資格を有する者と決定された者であること。

(3) 栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成9年10月1日付け出会第26号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 「情報処理の促進に関する法律」に基づいて行われる情報処理技術者試験のうち、「データベーススペシャリスト」「ネットワークスペシャリスト」の合格者を有し、また、それを支援する部署を有する者であること。

(5) 農業農村整備標準積算システムに精通しており、かつ栃木県専任のシステムエンジニアを2名以上担当する体制がとれる者であること。

(6) 農業土木積算システムの開発又は運用保守業務の実績が過去概ね5年以内にある者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県農務部農政課(指導検査班)(県庁舎南2号館[本庁合同ビル]4F)

電話028-623-2581

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成17年3月29日午後1時30分 県庁舎南2号館5F農務部入札室

(3) その他 入札説明書は、平成17年3月14日から同月28日までの日(土曜日、日曜日及び祭日を除く。)午前9時から午後4時まで(1)の場所にて交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札の変更等 平成17年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

(農政課)

発行番号	ページ	行	正	誤
第1631号	21	26、28、 29、31、 32及び34	那須塩原市	那須郡塩原町大字

毎週火・金曜日発行

(当日が休日に当たる
ときはその翌日)

発行人 栃 木 県
郵便番号320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号

印刷所 新日本印刷株式会社
郵便番号320-0831 宇都宮市新町1丁目7番3号

購読料1カ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)